

第4回久慈市議会定例会議会議録（第4日）

議事日程第4号

平成27年12月16日（水曜日）午前10時00分開議

- 第1 議案訂正の件（質疑・採決）
- 第2 議案第6号、議案第7号、議案第8号、請願受理第2号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第14号、議案第15号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第5 議案第12号（基本構想審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第10 議案第5号（質疑・討論・採決）
- 第11 議案第22号
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
議案第22号（質疑・討論・採決）
- 第12 発議案第4号
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
発議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第13 議員派遣の件（採決）

会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正の件
- 日程第2 議案第6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
議案第7号 市税条例の一部を改正する条例
議案第8号 東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
請願受理第2号 安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法

の廃止を求める請願

- 日程第3 議案第9号 地下水族科学館条例の一部を改正する条例
議案第10号 久慈市農業委員会条例の一部を改正する条例
議案第11号 小袖漁港海岸災害復旧（23災第665号防潮堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
議案第13号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第16号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
議案第17号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
議案第18号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
議案第19号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
議案第20号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第14号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第15号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第12号 基本構想の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成27年度久慈市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第2号 平成27年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第3号 平成27年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 平成27年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号 平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第22号 平成27年度久慈市一般会計補正予算（第7号）

日程第12 発議案第4号 安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について
日程第13 議員派遣の件

出席議員（24名）

1 番 豊 卷 直 子君	2 番 岩 城 元君
3 番 小 倉 利 之君	4 番 黒 沼 繁 樹君
5 番 山 田 光君	6 番 上 山 昭 彦君
7 番 泉 川 博 明君	8 番 澤 里 富 雄君
9 番 二 子 賢 一君	10 番 下川原 光 昭君
11 番 桑 田 鉄 男君	12 番 畑 中 勇 吉君
13 番 佐々木 栄 幸君	14 番 砂 川 利 男君
15 番 中 平 浩 志君	16 番 小野寺 勝 也君
17 番 城 内 仲 悦君	18 番 山 口 健 一君
19 番 八重櫻 友 夫君	20 番 下 館 祥 二君
21 番 高屋敷 英 則君	22 番 宮 澤 憲 司君
23 番 大 沢 俊 光君	24 番 濱 欠 明 宏君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 澤口 道夫 事務局次長 嵯峨 一郎
議事係長 皆川 賢司 議事係主任 長内 紳悟

説明のための出席者

市 長 遠藤 譲一君	副 市 長 中居 正剛君
総 務 部 長 勝田 恒男君	総合政策部長 一田 昭彦君
総合政策部部長 奈良 透君	生活福祉部長 (兼福祉事務局長) 和野 一彦君
産業経済部長 浅水 泰彦君	建設部長 (兼水道事務局長) 中森 誠君
会計管理者 鹿糠沢光夫君	山形総合支所長 大森 正則君
教育委員長 成田 不美君	教 育 長 加藤 春男君
教 育 部 長 澤里 充男君	選挙管理委員長 大沢 寿一君
監 査 委 員 石渡 高雄君	農業委員会会長 宇部 繁君
総 務 課 長 (併選管事務局長) 夏井 正悟君	財 政 課 長 久慈 清悦君
政策推進課長 重 浩一郎君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 泉澤 民義君
教育委員会 教育総務課長 大橋 卓君	

~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（中平浩志君） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~  
諸般の報告

○議長（中平浩志君） 諸般の報告をいたします。市長から議案1件の追加提出があり、お手元に配付してあります。次に、議員発議案1件及び当職からの提出議案1件をお手元に配付してあります。また、市長から議案第12号について、訂正の申し出がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

~~~~~  
〔参 考〕

発議案第4号

安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月16日提出

久慈市議会議長 中 平 浩 志 様

提出者 久慈市議会議員 豊巻 直子

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

提出者 久慈市議会議員 城内 仲悦

提出者 久慈市議会議員 高屋敷英則

提出者 久慈市議会議員 濱欠 明宏

~~~~~  
安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書 憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。

去る9月19日、参議院本会議において安全保障関連法案が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今（第189回）国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。

よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、第189回国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月16日

岩手県久慈市議会
議長 中平浩志

内閣総理大臣	殿
外務大臣	殿
防衛大臣	殿
安全保障法制担当大臣	殿
内閣官房長官	殿
衆議院議長	殿
参議院議長	殿

[参 考]

議員派遣の件

平成27年12月16日

地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 平成27年度岩手県市議会議長会第2回定期総会

- (1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため

(2) 派遣先 八幡平市

(3) 派遣期間 平成28年1月14日から15日までの2日間

(4) 派遣議員 桑田鉄男副議長

2 平成27年度岩手県沿岸都市議会連絡会議研修会

(1) 派遣目的 岩手県沿岸都市間での連携強化により地域振興を推進し、もって市政の発展に資するため

(2) 派遣先 遠野市

(3) 派遣期間 平成28年1月19日から20日までの2日間

(4) 派遣議員 桑田鉄男副議長

日程第1 議案訂正の件

○議長（中平浩志君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案訂正の件を議題といたします。本件について説明を求めます。中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 本議会定例会議に提案をしております議案第12号につきまして、議案の5ページ、12ページ、22ページ及び36ページに記載の誤りがありましたので、お手元に正誤表をお配りしております。

初めに、5ページについてであります、「4 年齢別人口の推移」の年齢3区分別人口の推移の表中、計の増減の欄、マイナス8,183人をマイナス8,153人に。次に、12ページについてであります、「第2節 施策の大綱、基礎戦略1」の(19)「情報基礎整備」の促進を「情報通信環境の充実」に。次に、22ページであります、(14)「防災体制の充実」、②防災意識の啓発中、正誤表のとおり誤字の修正を。最後に36ページであります、第4節土地利用方針の記述中、久慈市の総面積を624平方キロメートルに、それぞれ訂正をお願いしようとするものであり、訂正後の内容によりご審議いただきますようお願いいたいたく、お詫びを申し上げ、よろしく願いいたしますとともに、今後、かかる誤りのないように指導の徹底をしてまいります。

○議長（中平浩志君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。本件は申し出のとおり

承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、議案訂正の件は承認されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第6号、議案第7号、議案第8号、請願受理第2号

○議長（中平浩志君） 日程第2、議案第6号から議案第8号まで及び請願受理第2号、以上4件を議題といたします。以上に関し、委員長の報告を求めます。畑中総務委員長。

〔総務委員長畑中勇吉君登壇〕

○総務委員長（畑中勇吉君） 本定例会議において総務委員会に付託されました議案3件及び請願1件について、去る12月11日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議案第6号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」について申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関し、必要な事項について定めようとするものであります。

具体的な内容であります。いわゆる番号法の規定に基づき条例を定めることにより、社会保障、地方税及び災害対策に関する事務において、市独自の市民サービスにおけるマイナンバーの利用及び庁内連携を行うことによる添付書類の省略など事務の円滑化と行政の効率化を図ろうとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、具体的な導入効果とセキュリティ体制についてただしたのに対し、例えば各種申請書に添付する所得証明書については、庁内連携によって添付が不要になる。

また執務室におけるコンピューターの配置について、来客者からできるだけ避けるように工夫するとともに、本年12月にはマイナンバーを取り扱う職員の研修会を開催することとしているとの答弁がありました。

また、今回の制度にかかる経費についてただしたのに対し、事業費は1億800万円と試算しており、このうち市の負担は半分程度見込んでいるとの答弁があり

ました。

そのほか、マイナンバー制度の仕組み及び情報漏えいの防止対策について、マイナンバー制度の導入に伴う市の考え方及び市民への周知などについて、質疑、答弁が交わされたところでありました。

採決の結果、議案第6号は賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「市税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、猶予制度に関し必要な事項を定め、及びたばこ税の特例税率を廃止するとともに所要の整備をしようとするものであります。

具体的な内容であります。市の徴収猶予、あるいは換価の猶予にかかる手続等を定めること、また市たばこ税にかかる旧3級品の特例税率を段階的に縮減廃止するほか、いわゆる番号法の施行に伴う各種申請等の記載事項に個人番号等を加えようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、市たばこ税の旧3級品の内容についてただしたのに対し、旧3級品は「エコー」、「しんせい」、「わかば」、「ゴールデンバット」などの6銘柄で、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に特例税率を段階的に縮減廃止していくものであるとの答弁がありました。

また、徴収猶予にかかる分割納付の方法等を定める考え方についてただしたのに対し、従前から分割納付の取り扱いはあったが、地方税法の一部改正により、徴収猶予等にかかる基準については、条例で定める仕組みとなったことから、定めようとするものであるとの答弁がありました。

そのほか、地方税法の一部改正及びマイナンバー制度が今回の改正に起因する考え方について、現在、国で議論されている消費税とのかかわりなどについて質疑、答弁が交わされたところでありました。

採決の結果、議案第7号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、東日本大震災復興交付金の活用を図るた

め、基金の設置期間を延長しようとするものであります。

具体的な内容であります。国において平成32年度まで、復興交付金を引き続き措置するとの方針が示されたことに伴い、市においても復興交付金の活用を図るため、基金の設置期間を延長し、現行の平成28年3月31日を平成33年3月31日に改めようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、基金の内容と今後の活用についてただしたのに対し、当該基金は平成23年度に設置し、平成26年度までの配当額は43億4,715万3,000円で、今年度末の基金の額は約8億3,000万円が見込まれる。

また、今後避難道路や津波避難タワーの整備を含めて5億9,000万円程度の活用を試算しているとの答弁がありました。

また、総合運動公園等への基金の活用についてただしたのに対し、総合運動公園整備には国の交付金や合併特例債の活用を検討している。

なお、合併特例債活用事業については、新市建設計画の見直しの中で検討してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、緊急度優先度を勘案した市民が納得できる事業推進について、基金を最大限活用する考え方などについて、質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第8号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第2号「安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める請願」について申し上げます。

本請願は、憲法の根幹にかかわる法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、国会及び政府関係機関に対し、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求めるものであります。

なお、審査に当たっては、請願者から意見陳述を受け、委員間討議を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、国会で東アジアの情勢変化などに伴い、集団的自衛権の行使が可能であるとの見解についてただし

たのに対し、国会において憲法学者が情勢によって憲法解釈を変更することは、立憲主義にもとると発言しており、政治は憲法に従って運用されなければならないと解釈しているとの説明がありました。

また、憲法違反という考え方と訴訟を起こす動きについて尋ねたのに対し、ほとんどの憲法学者などが憲法解釈と矛盾すると発言しており、情勢の変化で解釈が変わるということは違うのではないかと考えている。

また、憲法学者などが訴訟を起こすという動きがあると聞いている等の説明がありました。

そのほか、県内他市町村における請願状況について、請願以外の活動状況などについて質問、説明が交わされたところであります。

また、委員間討議では、立憲主義の考え方について、戦争法という認識について、自衛隊の活動について、法案の強行的な進め方などについて発言があったところであります。

採決の結果、請願受理第2号は賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） 安全保障関連法案の請願についての審議の説明をいただきました。その中で、この安全保障あるいは外交というものは国の専権事項でないかなというふうに思っている立場から、そういった面についてはどのような議論をされましたか。

○議長（中平浩志君） 畑中総務委員長。

○総務委員長（畑中勇吉君） 国会でこの関係は審議されて成立をした事項でございます。しかし、今の新聞等で報道されておりますとおりその経過あるいは、先ほど報告をさせていただきましたが、立憲主義の判断からしても、どう見ても、憲法学者が立憲主義に反する内容ではないかというふうな意見も多くあつて、やはり国民広くこの件については、決まったことではありますけれども、意見を述べていかなければならないのではないかとというふうな請願者からの請願の説明等がありました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） この件に関しては、たびたび

テレビ・新聞報道等でなされておるからご承知のとおりだと思ふんですけども、憲法の第81条においてはこうなっています。「最高裁判所は一切の法律命令規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定している。憲法問題についての最終判断は最高裁が行うもので、政治家や憲法学者が行うものではない。

また、元内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者、憲法学者とかいうのが違憲だと言うておるから問題だと、一面的には問題でしょうけども、私の理解するところが間違いでなければ、最高裁の判断において違憲だという形が出たように私の記憶では思えない。

そういった意味からしてこの問題を考えたときに、訴訟が生じたときにのみに最高裁が違憲審査を行う制度を採用している。つまり、手がかりとなる具体的な訴訟がまだ提起されていないのに、あらかじめ憲法及びその他の法律上の問題が発生するであろうと最高裁が予測してあらかじめ判断を下すことがないという考え方も一方にはあるわけです。

そういう考え方からすれば、私はこれを問題にされる方は、正式な法律的な訴訟をした上での問題になってくると、私の理解ではそうならざるを得ないところでございます。そういった意味については委員会の中で全くふれなかったのかお尋ねします。

○議長（中平浩志君） 畑中総務委員長。

○総務委員長（畑中勇吉君） 最高裁判所、司法の場での憲法に反するかどうかという判断は、今訴訟の動きもあるから、これからも議論されるべきであろうかというふうに思いますが、請願者からの話は、これまで第9条の日本の防衛等に関する判断、こういう部分については、歴代戦後の内閣なり、政治家が判断によっていろいろな事態に対応して方針を定めてきたわけでありまして。そういう中で、存立危機なり集団的自衛権の行使って言いますか、そういう部分が今回新たなそういう含みのある法案が出されてきたわけでありまして、そういう部分に対することについての立憲主義的な見地からあるいはその経過、国会での審議、採決に至る経過等の手続の問題等についての道義性って言いますか、正当性って言いますか、そういうふうなこと等について、疑義があるということでの請願趣旨だったと思っております。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） この集団的自衛権というものについては、誰が実際に行うのかということで考えれば、私は自衛隊でないかなというふうに思えてなりません。これを参考的に申し上げれば、昭和25年8月に創設された警察予備隊が憲法第9条に反するので違憲であることを日本社会党の鈴木茂三郎が最高裁判所に訴えた。最高裁大法廷は、全員一致で具体的案件の手がかりさえを否定して訴えを却下した。こういうこともあるんだということを申し上げておきたい。

さらに、それから立憲主義ということも出されてございましたが、本当の立憲主義とは、条文の字面にとられることなく、激変する国際的、政治的、社会的情勢の中で、憲法変遷せしめて最高法規としての基盤性を保つことだ、これこそが真の護憲主義だという考え方に一方にございますが、そういった面に関連する部分での立憲主義の議論はございましたか。

○議長（中平浩志君） 畑中総務委員長。

○総務委員長（畑中勇吉君） 立憲主義、これは解釈の問題でありますから、議論があった分と、それから立ち位置が違って議論にならないというような部分といろいろあって、かみ合ってしっかり議論されたというふうな部分は少なかったのではないかとこのように私は委員長として見ております。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

まず、議案第6号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、

議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第2号「安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める請願」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、請願受理第2号は採択と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号

○議長（中平浩志君） 日程第3、議案第9号から議案第11号まで、議案第13号及び議案第16号から議案第20号まで、以上9件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。城内産業建設委員長。

〔産業建設委員長城内仲悦君登壇〕

○産業建設委員長（城内仲悦君） 本定例会議において、産業建設委員会に付託されました議案11件について、去る12月11日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

なお、委員会では審査に当たり、議案第9号、議案第11号及び議案第14号から議案第20号までの9件に関し、現地調査を行ったところであります。

まず、議案第9号「地下水族科学館条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、地域及び観光の振興に資するため、地下水族科学館において防災知識の普及及び一次産品等の地域資源の提供を行い、並びに利用料金に年間使用を設けようとするものであります。

審査の過程におきましては、新たな産地直売施設機能にかかる運営方針、年間利用にかかる料金設定の考

え方等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第9号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「久慈市農業委員会条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地最適化推進委員の定数を定めようとするものであります。

審査の過程におきましては、改正前の選挙区区域である旧久慈、山形のそれぞれの農地面積、農家戸数の推移について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第10号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「小袖漁港海岸災害復旧（23災第665号防潮堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平成26年3月4日に議会の議決を経て、宮城建設株式会社と契約を締結し、その後平成26年12月17日議会の議決を経て、請負金額を増額する変更契約を締結した小袖漁港海岸災害復旧工事について、今回さらに9,923万5,800円を増額し、4億4,668万9,080円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

審査の過程におきましては、契約変更に至った水門遠隔操作化に伴う上屋整備の背景等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第11号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、夏井農村地域交流館の指定管理者に川代地区振興会を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間、指定しようとするものであります。

審査の過程におきましては、施設修繕にかかる市及び指定管理者との費用負担の考え方、指定管理者制度導入効果に対する市の捉え方等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第13号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の結の橋線は、周辺住民の避難道路として整備

された市道玉の脇線と、市道玉の脇団地線を結ぶ路線であり、公共性が高いと認められることから市道に認定しようとするものであります。

審査の過程におきましては、整備完成見通し等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第16号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の大湊北通り線は、周辺住民の避難道路として整備された市道久慈湊大湊線と、市道住吉線を結ぶ路線であり、公共性が高いと認められることから市道に認定しようとするものであります。

審査の過程におきましては、整備完成見通し、市道住吉線を経由し避難する場合の線路横断の可能性等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第17号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の石倉中沢線は、周辺住民の避難道路として整備された市道久喜集落2号線と、市道中沢団地線を結ぶ路線であり、公共性が高いと認められることから市道に認定しようとするものであります。

審査の過程におきましては、整備完成見通し、整備に当たっての地域要望の状況とその対応等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第18号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の元木沢湊線は、湊橋架け替え工事に伴う道路改築工事により、架け替え前の市道広美町海岸線の付け替え道路として整備された国道395号と市道広美町海岸線を結ぶ路線であり、公共性が高いと認められることから市道に認定するものであります。

審査の過程におきましては、整備完成見通し、架け替え後の現湊橋撤去の考え方等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第19号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「市道路線の認定に関し議決を求

めることについて」申し上げます。

本案の上柏木団地線は、都市計画法に基づく開発許可を受けた宅地造成により、市に帰属する道路として整備された市道小久慈線に接続する道路であり、公共性が高いと認められることから市道に認定しようとするものであります。

審査の過程におきましては、認定に当たっての市の基本的な考え方、認定要望路線の状況等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第20号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 委員長に議案第15号に関わって1点お尋ねいたします。

この条例改正は、法改正に伴う措置だと思うんですが、いわゆる農業委員が公選制から市長の任命制、失礼しました、議案第10号。任命制になったということで、市長のもとでは民意を的確に反映された対応をされると思うんですが、制度としてはやっぱり公選制から任命制ということで後退だというふう思うんです。そういう点で、この審査の中でそういう後退とかそういう懸念が、議論が交わされたのかどうか、その点についてお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 城内産業建設委員長。

○産業建設委員長（城内仲悦君） ただいまの質問でありますけれども、この公選制が廃止され任命制になったことについての議論は委員会の中ではございませんでしたので、もしその点についてであれば当局にお聞きいただければありがたいです。よろしく願います。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

まず、議案第9号「地下水科学館条例の一部を改正する条例」、議案第11号「小袖漁港海岸災害復旧（23災第665号防潮堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案第13号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、議

案第16号から議案第20号までの「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」採決いたします。

以上の議案8件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第9号、議案第11号、議案第13号及び議案第16号から議案第20号までは、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「久慈市農業委員会条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第14号、議案第15号

○議長（中平浩志君） 日程第4、議案第14号及び議案第15号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条第1項の規定により、上山昭彦君の退席を求めます。

〔6番上山昭彦君退席〕

○議長（中平浩志君） 以上に関し、委員長の報告を求めます。城内産業建設委員長。

〔産業建設委員長城内仲悦君登壇〕

○産業建設委員長（城内仲悦君） 議案第14号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市勤労青少年ホームの指定管理者に特定非営利活動法人やませデザイン会議を、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間、指定しようとするものであります。

審査の過程におきましては、指定管理料の推移、指定しようとする団体の運営状況等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第14号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市観光交流センターの指定管理者に、一般社団法人久慈市観光物産協会を、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間、指定しようとする

ものであります。

審査の過程におきましては、外国人観光客対応への取り組み状況、利用観光客数の推移とその対策等について、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第15号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第14号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、議案第15号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、以上2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり可決されました。

上山昭彦君の入場を許します。

〔6番上山昭彦君入場〕

~~~~~

日程第5 議案第12号

○議長（中平浩志君） 日程第5、議案第12号「基本構想の策定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。砂川基本構想審査特別委員長。

〔基本構想審査特別委員長砂川利男君登壇〕

○基本構想審査特別委員長（砂川利男君） 第4回久慈市議会定例会議基本構想審査特別委員長報告を申し上げます。

本定例会において、基本構想審査特別委員会に付託されました議案第12号について、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

本委員会は、各搬にわたり活発な質疑、答弁が交わ

されたところでありますが、本特別委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など、詳細な審査経緯につきましては各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告を申し上げます。

議案第12号「基本構想の策定に関し議決を求めることについて」は、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第12号「基本構想の策定に関し議決を求めることについて」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第6 議案第1号

○議長（中平浩志君） 日程第6、議案第1号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、11款分担金及び負担金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。歳入、11款分担金及び負担金、1項負担金2目民生費負担金であります。実績見込みにより、公立保育所運営費4万8,000円の

増、ほか1件の減、合わせて975万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 13款国庫支出金1項国庫負担金であります。1目民生費負担金は特別障害者手当等給付費201万2,000円の減、ほか4件の増、合わせて1億2,396万7,000円の増額を計上。

2項国庫補助金であります。1目総務費補助金は社会保障・税番号制度対策事業650万4,000円の増、ほか1件の増、合わせて2,348万2,000円の増額。2目民生費補助金は子ども・子育て支援交付金158万3,000円の増、ほか1件の増、合わせて160万円の増額。4目農林水産業費補助金は地域経済循環創造事業4,000万円の増額。この項は合わせて6,508万2,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 14款県支出金1項県負担金であります。1目民生費負担金は障害者自立支援給付費1,391万1,000円の増、ほか2件の増、合わせて6,297万6,000円の増額を計上。

2項県補助金であります。1目総務費補助金は門前源道線街路灯LED化工事に対して、地域経営推進費806万6,000円の増、ほか1件の増、合わせて877万2,000円の増額。2目民生費補助金は産休等代替職員費58万円の増、ほか1件の増、合わせて216万3,000円の増額。5目農林水産業費補助金は農地中間管理事業機構集積協力金交付事業5,435万8,000円の増額。この項は合わせて6,529万3,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今の地域経営推進費の総務費補助金の関係ですが、県立久慈病院通りのLED化を

図るんだということでございます。同時に、以前、話あったと思うんですが、ニセアカシアの木の関係ですが、あれが根っ張りが強くて歩道を壊すということで、切り替えていくんだという話がありました。この点で言うと、当時私は反対した1人なんですけど、本当にあの木を植えるときも時間もないまま、当時ばたばたとやって木が剪定されて今日問題になって植えかえなきゃならない状況になっております。

そういった意味で、本当にああいう通りにどういう木が本来ふさわしいのかというのを十分検討していただいて、植えかえる場合については当然あんまり高くてもだめだし、そしてその管理の方法についても、私考えてほしいのはやっぱり地域との連携の中で、例えばこの木についてはこの人が管理に関わるとか、いずれ草取りも大変なんです、あそこは一定のエリアありますから。そういった点で管理方法等について今後どう考えているのか。植えればいいというものではないです。植えた以上、管理しなければいけない、きちんと。

しかも街路樹ですから、今の状況というのは非常に市民参加のない状況だと思うんで、景観も当然考えなきゃならないし、そこと住民がどう、地域住民のかかわりを含めてしっかり位置づけてやっていかないと、経費だけがかかるということになってきますので、そういった点でせっかくそういう時点に立っていますから、今後における方向をきちんと協力を得ながらいいものを植えて、そして管理もしていくんだという方向を私は今回しっかり立てるべきだというふうに思うんですが、お聞かせください。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 今、補正予算の審議で、地域経営推進費として街路灯の整備を審議いただいておりますので、街路樹の質問については、議長何とかお取り計らいを願いたいと思います。

○議長（中平浩志君） 城内議員だけじゃない皆さん方に再度言いますが、補正予算の内容についての関連で質問していただければいいと言います。やはり、かけ離れれば中止させていただきますので、よろしく願います。

17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） それでは、そのLED化についてですが、これは全部1回に終わっちゃうのか、そ

れとも今回の補助金で全部の本数がLED化になるのか、その内容についてお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 今回のLDE化でございますが、病院通り、門前源道線の部分について、延長全部を予定しております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 18款1項1目繰越金であります。前年度繰越金に1億4,736万6,000円の増額を計上いたしました。

なお、平成26年度決算剰余金は23億1,621万5,000円です。したがって、明許繰越し、事故繰越しにかかる繰越すべき財源17億1,646万3,000円を除く繰越金未計上額は4,889万1,000円となります。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 14ページをお開き願います。19款諸収入4項4目雑入であります。久慈広域連合地域支援事業委託金212万5,000円の増、ほか3件の増、合わせて915万9,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 20款1項市債であります。3目農林水産業債は、漁港整備事業債310万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に歳出、給与費明細書及び1款議会費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） それでは、最初に給与費等について補正予算給与費明細書によりご説明申し上げ

げます。32ページをお開き願います。

1 特別職であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。その他の特別職は職員数4人の増、報酬354万5,000円の増、共済費54万1,000円の増、合計408万6,000円の増額となりますが、これは地域おこし協力隊報酬等の増によるものであります。

次に、33ページの2一般職、(1)総括であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。

給料6,169万8,000円の減、職員手当6,161万7,000円の増、共済費2,975万2,000円の減、合わせて2,983万3,000円の減額となりますが、これは実績見込みによるものであります。

次に、(2)給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料は実績見込みにより6,169万8,000円の減額となります。職員手当も実績見込みにより6,161万7,000円の増額となります。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

それでは、前に戻っていただきまして、16ページをお開き願います。

歳出1款1項1目議会費であります。職員給与費63万2,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長(中平浩志君) 質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中平浩志君) 質疑を打ち切ります。

2款総務費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長(勝田恒男君) 2款総務費1項総務管理費であります。1目一般管理費は地方創生アドバイザー報酬22万4,000円の増、ほか3件の増、1件の組み替え、合わせて3,222万1,000円の増額。2目文書広報費は文書事務経費320万円の増額。5目財産管理費は物品事務経費32万5,000円の増額。6目企画費は夢ネット事業費540万円の増、新規事業としてお試し住宅建設に向けた空き家現状調査やデータベース化ほかとしてお試し住宅等調査等事業費(地方創生)324万円の増、ふるさと大使等の交流会開催による都市部でのネットワークの拡大等として移住・定住推進事業費(地方創生)200万円の増、ほか4件の増、合わせて2,291万2,000円の増額。9目諸費は消費者行政推進事務経費70万6,000円の増、ほか1件の増、合わせて120万6,000円の増額。この項は合わせて5,986万4,000円の増額を計上。

2項徴税費であります。1目税務総務費は職員給与費1,402万2,000円の減額。18ページをお開き願います。2目賦課徴収費は徴収事務経費60万7,000円の増、ほか1件の組み替え。この項は合わせて1,341万5,000円の減額を計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。職員給与費1,729万6,000円の減、ほか2件の組み替えを計上。

4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は、職員給与費327万2,000円の減額を計上。

5項統計調査費であります。1目統計調査総務費は、職員給与費60万8,000円の増額を計上。

6項1目監査委員費であります。職員給与費23万8,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長(中平浩志君) 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番(城内仲悦君) この2款2項1目の職員給与費1,400万円の減とそれから3項の組み替えもありますけども、給与費とか職員手当とかで1,700万円の減になっていますが、この時点でこういう職員給与費の減が出るのはどういうわけなのかお聞かせください。

○議長(中平浩志君) 勝田総務部長。

○総務部長(勝田恒男君) 今回の補正は新陳代謝等に伴う減額になります。その人勸分については今回の補正ではみておりません。3月の計上となります。

以上です。

○議長(中平浩志君) 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長(勝田恒男君) 3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は職員給与費704万8,000円の増、ほか5件の増、1件の減、1件の組み替え、合わせて6,139万7,000円の増額。20ページをお開き願います。2目老人福祉費は地域包括支援事業費212万5,000円の増額。3目国民年金費は職員給与費24万4,000円の減額。この項は合わせて6,327万8,000円の増額を計上。

2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費は職員給与費255万2,000円の減、ほか4件の増、合わせて1,079万7,000円の増額。2目児童福祉運営費は保育単価及び入園児数の増による児童保育委託料の増により、民間保育所児童保育委託料2億1,767万3,000円の増、ほか1件の増、合わせて2億1,825万4,000円の増額を計上。

増額。3目児童福祉施設費は職員給与費68万円の増、ほか1件の増、合わせて83万7,000円の増額。この項は合わせて2億2,988万8,000円の増額を計上。

3項生活保護費であります。1目生活保護総務費は、職員給与費9,000円の減、ほか2件の増、合わせて44万1,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。8番澤里富雄君。

○8番（澤里富雄君） 21ページの児童福祉費の学童保育運営費補助金24万にかかわってお伺いしますが、これは多分宇部の学童クラブの家賃の補助金に当たると思うんですけども、その内容と、それから今回補正で出てきたわけですけども、来年度以降のこの家賃の補助の考えについてもお伺いします。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 学童保育所運営費補助金でございます。今回、24万円の増額ということでございましたけども、これは宇部学童の家賃の補助ということで、当初は上限ということで18万を計上しておりましたけども、やはりこれは全額を補助すべきだという考え方から年間分がこれが42万円でございますので、その差額分を計上したものでございます。

これにつきましては、来年度以降も全額補助したいという考え方でございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 1点お聞かせください。21ページの社会福祉費で障害者自立支援事業費5,500何が出ているんですが、これの内容についてお示ください。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） この補正の理由でございます。これは介護給付費、そして訓練給付費の増が主な原因でございまして、このほかに短期入所、自立訓練、就労意向での利用者が増加しているものでございまして、月額でいいますと約460万円の増加でございまして、これが年間分ということで5,500万程度の増額を計上したものでございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 22ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費であります。1目保健衛生総務費は職員給与費853万3,000円の減、ほか1件の増、合わせて783万3,000円の減額。2目老人保健費は歯科健康診査事業事務費負担金3万1,000円の増額。4目環境衛生費は新規事業として水圧不足解消のための水道給水用加圧ポンプ設置補助金として水道給水用加圧ポンプ設置補助金100万円の増額。この項は合わせて680万2,000円の減額を計上。

2項清掃費であります。1目清掃総務費は職員給与費122万2,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 5款労働費1項1目労働諸費であります。職員給与費114万8,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 6款農林水産業費1項農業費であります。1目農業委員会費は組み替えのため補正額の増減はありません。2目農業総務費は職員給与費35万7,000円の減額。3目農業振興費は交流促進センター維持管理費113万4,000円の増、新規事業として農地の保全、担い手を確保するための補助金等として農地中間管理事業機構集積協力金交付事業費5,436万円の増、合わせて5,549万4,000円の増額。24ページをお開き願います。4目畜産業費は山形村短角牛消費・販路拡大事業費（地方創生）240万円の増額。この項は合わせて5,753万7,000円の増額を計上。

2項林業費であります。1目林業総務費は職員給与費130万6,000円の増、ほか1件の増、1件の減、合わせて130万6,000円の増額。2目林業振興費は部分林分収交付金11万4,000円の増、新規事業として地域活性化に資する事業の初期費用の助成として地域経済循環創造事業費補助金4,000万円の増、合わせて4,011万4,000円の増額。この項は合わせて4,142万円の増額を

計上。

3項水産業費であります。1目水産業総務費は職員給与費578万8,000円の減額。2目水産業振興費は漁業近代化資金利子補給3万6,000円の増額。3目漁港管理費は漁港維持管理費50万円の増額。4目漁港建設費は職員給与費563万8,000円の増、ほか1件の増、合わせて863万8,000円の増額。この項は合わせて338万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 7款1項商工費であります。1目商工総務費は職員給与費243万1,000円の増額。3目観光費は観光施設維持管理費25万円の増、ほか2件の増、合わせて472万5,000円の増額。26ページをお開き願います。4目地下水族科学館費は地下水族科学館もぐらんぴあ復興リニューアル事業費1,500万円の増、ほか1件の増、合わせて1,666万4,000円の増額。この項は合わせて2,382万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 8款土木費1項土木管理費であります。1目土木総務費は職員給与費314万9,000円の減額を計上。

2項道路橋梁費であります。1目道路橋梁総務費は職員給与費216万3,000円の増額。2目道路維持費は門前源道線街路灯LED化工事として道路維持補修経費1,210万円の増額。3目道路新設改良費は職員給与費330万1,000円の増額。この項は合わせて1,756万4,000円の増額を計上。

3項河川費であります。1目河川改良費は職員給与費96万1,000円の増額を計上。

5項都市計画費であります。1目都市計画総務費は職員給与費113万3,000円の減、ほか1件の増、合わせて386万7,000円の増額。2目街路事業費は職員給与費25万9,000円の減額。この項は合わせて360万8,000

円の増額を計上。

28ページをお開き願います。6項住宅費であります。1目住宅管理費は職員給与費561万8,000円の減、ほか1件の組み替えを計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 都市計画費の街なか居住促進で500万あるんですが、中心市街地に住宅等を新築する場合の補助金だということですが、確か1人に100万円という制度ありましたよね。そうすると、5人の方が予定をされるという見込での500万の予算計上なのか、その内容についてお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 1戸分は大体50万円でございます。50万円で10戸という予定で500万円の補助というふうなことで計上させていただきました。

〔発言する者あり〕

○建設部長（中森誠君） アパートなものですから、アパートであって1戸当たり50万円ということでございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に9款消防費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 9款1項消防費であります。1目消防総務費は職員給与費118万1,000円の減額。3目消防施設費は組み替えのため補正額の増減はありません。5目災害対策費は、組み替えのため補正額の増減はありません。この項は合わせて118万1,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

10款教育費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 10款教育費1項教育総務費であります。2目事務局費は職員給与費322万4,000円の減額。5目教育研究指導費は組み替えのため補正額の増減はありません。この項は合わせて322万4,000円の減額を計上。

2項小学校費であります。1目学校管理費は職員給与費100万3,000円の減、ほか2件の増、合わせて

562万3,000円の増額。2目教育振興費は組み替えのため補正額の増減はありません。この項は合わせて562万3,000円の増額を計上。

3項中学校費であります。1目学校管理費は職員給与費42万7,000円の減、ほか2件の増、合わせて686万7,000円の増額。30ページをお開き願います。2目教育振興費は組み替えのため補正額の増減はありません。この項は合わせて686万7,000円の増額を計上。

4項社会教育費であります。1目社会教育総務費は職員給与費299万7,000円の減、ほか2件の増、合わせて253万3,000円の減額。2目公民館費は公民館運営管理費64万9,000円の増額。3目図書館費は図書館運営管理費9万6,000円の増額。4目文化会館費は文化会館運営管理費128万6,000円の増額。5目三船十段記念館費は職員給与費88万7,000円の減額。この項は合わせて138万9,000円の減額を計上。

5項保健体育費であります。1目保健体育総務費は職員給与費185万8,000円の減額。3目学校給食費は職員給与費55万3,000円の増、ほか1件の増、合わせて586万1,000円の増額。この項は合わせて400万3,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費であります。1目漁港施設災害復旧費は現年発生単独災害復旧事業費90万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で第1条の質疑を終わります。

次に、第2条債務負担行為の補正、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 第2条債務負担行為の補正につきまして、表によりご説明申し上げます。5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正であります。勤労青少年ホーム指定管理費ほか2件について表のとおり期間及

び限度額を定めようとするものであります。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条地方債の補正、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 第3条地方債の補正につきまして表によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。

第3表地方債補正であります。歳出予算に関連して漁港整備事業について、表のとおり限度額を変更しようとするものであります。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第2号

○議長（中平浩志君） 日程第7、議案第2号「平成27年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） それでは、議案第2号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらん願います。

2歳入であります、療養給付費等の増額見込みにより3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金は143万円の増額を計上。

2項国庫補助金1目財政調整交付金は普通調整交付金40万2,000円の増額を計上いたしました。

4款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金は療養給付費等の増額見込みにより、普通調整交付金40万2,000円の増額を計上いたしました。

5款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者等療養給付費等の増額見込みにより、226万7,000円の増額を計上いたしました。

11款諸収入2項5目雑入は、療養給付費等の増額見込み及び前年度繰上充用金額の確定に伴う財源調整により688万6,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 次に、10ページ、11ページをごらん願います。

3歳出であります、1款総務費2項徴税費3目収納率向上特別対策費は、組み替え補正のため増減はありません。

2款保険給付費1項療養諸費は実績見込みにより、3目一般被保険者療養費236万1,000円の増額。4目退職被保険者等療養費48万5,000円の増額。この項は合わせて284万6,000円の増額を計上いたしました。

2項高額療養費は実績見込みにより、1目一般被保険者高額療養費210万8,000円の増額。2目退職被保険者等高額療養費275万4,000円の増額。この項は合わせて486万2,000円の増額を計上いたしました。

11款諸支出金3項1目繰上充用金は、前年度繰上充用金額の確定により1,009万3,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第2号「平成27年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第8 議案第3号

○議長（中平浩志君） 日程第8、議案第3号「平成27年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）」議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 議案第3号について事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

2歳入であります、5款諸収入1項1目雑入は10万円の減額を計上いたしました。これは財源調整のための雑入の減額に伴うものであります。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 12ページをお開き願います。

補正予算、給与費明細書についてでございますが、一般職、（1）総括の比較欄でご説明申し上げます。

職員手当26万4,000円の増、共済費3万7,000円の減額を計上いたしました。これらは実績見込みによるものであります。

次に、戻りまして、10ページ、11ページをお開き願います。



3歳出であります、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は実績見込みとして職員給与費22万円7,000円の増額、魚市場運営管理費は32万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第3号「平成27年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第4号

○議長（中平浩志君） 日程第9、議案第4号「平成27年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うこととしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それでは、議案第4号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

2歳入であります、6款諸収入1項1目雑入は消費税及び地方消費税還付金の確定による減、ほか1件の減、この項は合わせて306万8,000円の減額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それでは、12ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書であります、一般職の総括の比較欄でご説明申し上げます。

給料及び職員手当につきましては、実績見込みによる減に伴い給与費は200万9,000円の減、共済費は105万9,000円の減、合わせて306万8,000円の減額を計上いたしました。

次に、前に戻っていただきまして、10ページ、11ページをお開き願います。

3歳出であります、2款漁業集落排水事業費1項1目漁業集落排水整備費は、職員給与費306万8,000円の減額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第4号「平成27年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第5号

○議長（中平浩志君） 日程第10、議案第5号「平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。

中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それでは、議案第5号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

2歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道事業受益者負担金は、1,147万円の増額を計上いたしました。

6款諸収入2項1目雑入は消費税および地方消費税還付金の確定による減、ほか1件の減、この項は合わせて1,348万3,000円の減額を計上いたしました。

7款1項市債1目下水道事業債は、2,170万円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それでは、14ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書であります。一般職の総括の比較欄でご説明を申し上げます。

給料につきましては実績見込みによる減、職員手当につきましては実績見込みによる増に伴い、給与費は99万4,000円の減、共済費は81万2,000円の減、合わせて180万6,000円の減額を計上いたしました。

次に、前に戻っていただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3歳出であります。1款1項下水道管理費1目総務管理費は職員給与費55万2,000円の増、ほか1件の増、合わせて119万4,000円の増額を計上いたしました。

2款下水道事業費1項下水道整備費1目管渠施設費は職員給与費259万8,000円の減、公共下水道事業費4,187万9,000円の増、ほか1件の増、合わせて4,428万1,000円の増額。2目浄化センター施設費は公共下水道事業費2,578万8,000円の減額、公共下水道事業費（単独）は工事請負費から委託料へ101万円の組み替えを行い、この項は合わせて1,849万3,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条地方債の補正、説明を求めます。中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それでは、4ページ、5ページをお開き願います。

第2条地方債の補正であります。第2表によりご説明申し上げます。

下水道整備事業について、表のとおり限度額を変更しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第5号「平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第22号

○議長（中平浩志君） 日程第11、議案第22号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。中居副市長。

〔副市長中居正剛君登壇〕

○副市長（中居正剛君） 追加提案いたしました議案第22号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第7号）」の提案理由について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、岩手県が実施する沿岸市町村への被災地福祉灯油等特別助成事業を活用し、福祉灯油等購入費助成事業費を計上するものであります。

1ページをお開き願います。第1条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,844万円を追加し、補正後の予算総額を250億3,885万8,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中平浩志君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出の補正、歳入、14款県支出金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。歳入、14款県支出金2項県補助金であります。2目民生費補助金は、福祉灯油等購入費助成事業の補助金として被災地福祉灯油等特別助成事業875万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 18款1項1目繰越金であります。前年度繰越金969万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、3款民生費、説明を求めます。勝田総

務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 10ページをお開き願います。歳出、3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は高齢者等の低所得者世帯を対象に福祉灯油費を支給する福祉灯油等購入費助成事業費1,844万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。18番山口健一君。

○18番（山口健一君） 福祉灯油について、以前にも質問したことがあるんですが、給付方法といいますか、以前はほとんどが現金給付で口座のほうに振り込んだり、市内の活性化のためにはこしは振興券って、商品券みたいなものがあつたんですが、そういった形での支給は考えているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） これにつきましては、市内で利用されているべっぴん商品券、これを扱っております久慈市商業協同組合とも協議をいたしました。しかしながら、供託金、補償金の供託、それから換金手数料の負担という問題がございまして、組合のほうでは難しいというお話がございました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 助成の内容ですが、従前と変化はないということですか、その点。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 支給対象者でございますが、昨年と同様でございまして、満65歳以上の高齢者のみの世帯、重い障害をお持ちの方の属する世帯、母子家庭、あるいは父子家庭の方、生活保護受給世帯というふうな内容でございます。

〔「助成金額」と呼ぶ者あり〕

○生活福祉部長（和野一彦君） 助成金額は1世帯5,000円でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第22号「平成27年

度久慈市一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 発議案第4号

○議長（中平浩志君） 日程第12、発議案第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。豊巻直子君。

〔1番豊巻直子君登壇〕

○1番（豊巻直子君） 社会民主党の豊巻直子です。発議案第4号「安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について」、提出者を代表して提案理由を意見書を読み上げる形で説明させていただきます。意見書をごらんください。

安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書。

憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。

去る9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。

この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵たん活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものとなる。

圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すもので

ある。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、軍軍間の調整所の設置や南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施など、国会と国民にも知らせないまま、戦争法ともいべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。

よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、今国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

以上、提案理由を説明いたしました。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中平浩志君） これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。発議案第4号「安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣の件

〇議長（中平浩志君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第128条の規定に基づき、平成28年1月14日から15日まで八幡平市で開催されます平成27年度岩手県市議会議長会第2回定期総会に、また、平成28年1月19日から20日まで遠野市で開催されます平成27年度岩手県沿岸都市議会連絡協議会研修会に、副議長桑田鉄男君を派遣することといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

終了

〇議長（中平浩志君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第4回久慈市議会定例会議を終了いたします。

午前11時45分 終了